

○国立大学法人埼玉大学大学院人文社会科学研究科研究部規程

〔平成29年3月16日
規則第57号〕

改正 令和元. 6.27 元規則13 令和4. 3.17 3規則41

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学大学院学則（平成16年4月1日規則第2号）（以下「大学院学則」という。）第4条の2第3項の規定に基づき、大学院人文社会科学研究科研究部（以下「研究部」という。）に関し必要な事項を定める。

(研究部)

第2条 大学院学則第4条の2第1項の規定に基づき、大学院人文社会科学研究科に研究部を置く。

(研究領域)

第3条 大学院学則第4条の2第2項の規定に基づき、研究部に、次の研究領域を置く。

研究領域
哲学・芸術学
史学
文学
言語学
人類学・地理学
法学
政治学
経済学
経営学
商学
社会学

2 研究部に所属する教員は、いずれかの研究領域に所属するものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（令和元. 6.27 元規則13）

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和4. 3.17 3規則41）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。